

## [ 事案 20-10 ] 手術給付金請求

- ・平成 20 年 6 月 6 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 9 月 29 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

下顎の手術を受けたが手術給付金が支払われないことから、給付金の支払いを求め申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 19 年に両側下顎隆起形成術(骨削去)の手術を受け、手術給付金を請求したが、除外規定(歯・歯肉の処置に伴うもの)に該当するという理由で支払われない。約款規程が同じ他社からは手術給付金が支払われたのに、なぜ支払対象とならないのか。納得出来ないで手術給付金を支払ってほしい。

### < 保険会社の主張 >

申立人が受けた両側下顎隆起形成術(骨削去)は、診療報酬点数表より「義歯の装着に際して下顎隆起が著しい障害となるような症例に対して、下顎隆起を切除、整形した手術」と判断出来る。同手術は、歯の処置に伴う歯科手術であることよりも、「上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く)」の除外規定に該当するものであり、支払対象となる手術から除外される。

また、他社が支払ったとしても、当社が手術給付金を支払わなければならない理由にはならないので、申立人からの手術給付金の支払請求に応ずることは出来ない。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書、診断書等の書類にもとづいて審理を進めた結果、下記により申立てには理由がないため、生命保険相談所規程第 40 条にもとづき裁定書によりその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 支払対象となる手術を定めた約款「手術給付倍率表」においては、「上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)」と規定されている。
- (2) 診断書には、「義歯の新製を希望し、歯科医院を受診した際、両側下顎舌側骨隆起の異常を指摘され、義歯の作製に支障があることから、手術(両側下顎隆起形成術(骨削去)) 目的に受診」と記載されており、申立人の受けた手術は、下顎骨観血手術ではあるものの、例外とされている「歯の処置に伴うもの」に該当すると解さざるを得ず、申立契約の約款に規定されている手術給付金の支払事由には該当しない。